

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成30年度（第3回）入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成30年11月13日（火） 午後1時55分開会・午後2時30分閉会
開 催 場 所	入間市役所 B棟 5階 全員協議会室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員（者）氏名	1号委員 齋藤大治、齋藤めぐみ、中沢茂樹、花島綾 晝間達夫（会長代理） 2号委員 粕谷光由、澤田壽一、村下紀明、寺師良樹、宮城公子 3号委員 臼井秀、永田雅良、星野英一、松下庄一（会長）、 4号委員 寺山守夫、
欠席委員（者）氏名	3号委員 椛島隆富 4号委員 清尾修、松川知道
説明者の職氏名	議事 (1) 入間市国民健康保険税条例の一部改正について 坂本主幹 (2) 平成32年度以降の税率改定について 坂本主幹 その他 (1) 事務連絡 入間市国民健康保険運営協議会委員の改選について 村田課長 次回会議予定について 村田課長
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録（2）」のとおり（公開）
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	副 市 長 友山宏一 健 康 推 進 部 長 晝間昭彦 健 康 推 進 部 次 長 田代清治 国 保 医 療 課 長 村田雄一 国 保 医 療 課 主 幹 坂田誠、坂本満 国 保 医 療 課 副 主 幹 須田香織 収 税 課 長 豊泉兼一 収 税 課 主 幹 文字山繁夫 地 域 保 健 課 長 須田美菜子
会議録作成方法	要点記録

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過) ・決定事項

- 1 委嘱状交付 (友山副市長)
- 2 開会 (司会)
- 3 会長あいさつ (松下会長)
- 4 副市長あいさつ (友山副市長)
- 5 議事 (議長：会長)
 - (1) 入間市国民健康保険税条例の一部改正について (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
 - (2) 平成32年度以降の税率改定について (事務局からの説明・質疑応答の後に、国・県が示す税率改定の考え方は2通りあるが、次回の運営協議会で県が示す赤字額及び本算定もしくは秋の試算による標準保険税率を示し、赤字削減・解消計画に係る税率改定について改めて協議することで承認を得る)
- 6 その他
 - (1) 事務連絡
入間市国民健康保険運営協議会委員の改選について
次回会議予定について
- 7 閉会 (晝間会長代理)

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
副 市 長 事 務 局 会 長 副 市 長 会 長	<p>委嘱状交付 (省略)</p> <p>開会 (省略)</p> <p>会長あいさつ (省略)</p> <p>副市長あいさつ (省略)</p> <p>本日の出席委員は15名です。欠席は椛島委員、清尾委員、松川委員の3名です。よって、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。本日の会議の議事録署名委員は、1号委員から中沢委員、2号委員から宮城委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。議題1、入間市国民健康保険税条例の一部改正について事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (案)、「賦課限度額の改定について」ご説明いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>地方税法施行令の一部が改正 (平成30年3月31日公布、4月1日施行) され、基礎課税額の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額まで下表のとおり引き上げる条例改正を12月議会へ提案するものです。適用年度は、平成31年度分から適用いたします。</p> <p>なお、埼玉県国民健康保険運営方針で「賦課限度額は、法定賦課限度額のとおり設定することを目指す」旨の方針が示されております。</p> <p>改正内容については、表のとおり、基礎課税額である医療給付費分の賦課限度額を4万円引き上げ、54万円から58万円とし、合計89万円から93万円の引き上げとなる改正を行いたいものです。</p> <p>なお、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の改正はありません。</p> <p>限度額を引き上げた場合の影響については、平成30年10月16日現在のデータで試算しました医療給付費分について、改正により、賦課限度額超過世帯数は55世帯の減少となります。超過世帯数は全体の1.92%になります。</p> <p>税額については、4万円の賦課限度額の引き上げにより、約1,872万円、賦課総額が増加する見込みです。</p> <p>入間市国民健康保険税条例の一部改正についての説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
会 長	<p>何かご質疑等ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
会 長	<p>入間市国民健康保険税条例の一部改正については、ご了承いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(意義なし)</p>
会 長 事 務 局	<p>議案のとおり了承します。</p> <p>議題2、平成32年度以降の税率改定について事務局より説明願います。</p> <p>平成32年度以降の税率改定について、説明いたします。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>初めに、資料にはありませんが、平成32年度以降の税率改定の考え</p>

方についてご説明いたします。

国・県が示している税率改定については2通りの考え方があります。

1つは、赤字削減・解消計画による赤字額を解消するための税率改定と、もう1つが標準保険税率を参考とした税率改定です。

まず、1つ目の赤字削減・解消計画による赤字額を解消するための税率改定について、ご説明いたします。

赤字削減・解消計画の趣旨については、前回の協議会でご説明しましたとおり、今年度末までに県へ提出する赤字削減・解消計画は、平成28年度の法定外繰入金のうち、赤字補てんに対する赤字額がある場合、翌々年度までに解消が見込めない場合には、平成35年度までに解消する計画を策定し、提出しなければならないこととなっております。

入間市における平成28年度の対象赤字額については、資料の1「赤字削減・解消計画」における対象赤字額についての、表①のとおり、2億5,641万8,309円です。

今年度末までに、県へ提出する赤字削減・解消計画は、①と同様の考え方で示される②の平成29年度決算における対象赤字額の状況を加味した上で策定し、提出することになります。

なお、この結果、赤字がなければ、赤字がない旨の計画書を提出することになります。

現段階では、②の平成29年度の対象赤字額は、県において算定中であり、11月下旬に示される予定となっております。これは、現段階で平成29年度決算額は確定していますが、平成29年度分の国庫支出金等の精算額が確定していないため、赤字額が算定できないためです。

いずれにしても、次回開催予定の当協議会にて提示させていただきます。

次に、もう一つの考え方である標準保険税率を参考とした税率改定ですが、標準保険税率は、県へ納める納付金の財源として必要な税額を確保するための税率であり、必要な税額に不足分が生じると単年度収支で欠損が出てしまいます。

2の表をご覧ください。

平成30年度における本算定の賦課総額と標準保険税率の賦課総額とのかい離額については、7月に、平成30年度分の納税通知書を発送しました本算定の賦課総額と、県が示した標準保険税率に入れ替えての賦課総額では、平成30年度に税率改定を実施したものの、依然として1億7,538万404円の不足額が生じていることとなります。

当面は、財政調整基金がありますので、不足分を補うことはできると考えますが、今後の国による財政支援の状況や広域化による影響などにより、改定が必要かどうか見極めて行くこととなります。

以上の2つの税率改定の考え方については、1つ目の赤字削減・解消計画は、複数年単位での判断となり、2つ目の標準保険税率は、単年度単位で判断することになり、双方を勘案しながら協議検討して行くこととなります。

次に、3「赤字削減・解消計画」における保険税改定スケジュール(案)について、ご説明いたします。

スケジュールについては、赤字削減・解消計画を今年度末までに県へ提出しなければならないことから、本日は、対象赤字額が未確定のため、

	<p>2つ目の標準保険税率での不足分1億7,538万404円を補完するための税率改定のスケジュールとして、表のとおり案を提示しました。</p> <p>案①につきましては、平成35年度までの間に、2回の改定を実施し、第1回目を平成33年度に1億円の増額改定をし、第2回目を平成35年度に7,500万円の増額改定をする案です。</p> <p>案②につきましては、1回の改定を実施し、平成34年度に1億7,500万円の増額改定をする案です。</p> <p>先ほどもご説明しましたが、2通りの税率改定の考え方の状況に応じて、今後の税率改定のスケジュールを計画して行くことになります。</p> <p>次回の運営協議会では、県が示す赤字額及び本算定若しくは秋の試算による標準保険税率をお示しした上で、赤字削減・解消計画等について改めてご協議いただきたいと思います。</p> <p>平成32年度以降の税率改定についての説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>何かご質疑等ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
澤田委員	<p>赤字削減・解消計画における保険税の改定スケジュールについては、案②の1回の改定を実施する方が、事務処理上、繁雑にならずに良いと思います。</p>
花島委員	<p>赤字額について、平成30年度における本算定の賦課総額と標準保険税率の賦課総額とのかい離額1億7,538万円は、単年度の不足分であって、翌年度のかい離額は違う額になるのですか。</p>
事務局	<p>まず、赤字額としての税率改定ですが、赤字額についてはある年度の赤字がいくらあるか、それを基本的には翌々年度の当初予算までに解消できるのか計画します。今回、お示しさせていただいているのは、平成28年度の2億5,600万円の赤字額を解消していくために、解消する基となる数字に平成29年度の赤字額を加味する必要があり、その額について埼玉県から示されておりませんので、平成28年度の赤字額の解消については、今後、計画の策定をお願いすることになります。</p> <p>平成29年度、赤字額が発生しますと、翌々年度の平成31年度の前算までに解消できるのであれば、赤字解消計画は策定しなくても良いこととなりますし、解消できないのであれば、計画の策定をしなければなりません。</p>
会 長	<p>今回、税率改定の2通りの考え方について説明がありましたが、理解しにくい部分もあったのかと思います。</p>
事務局	<p>澤田委員のご意見のとおり、1回で保険税を改定するのであれば事務処理が繁雑にならないと思いますし、国保特別会計だけでなく、一般会計についても考えてみると1回の改定でというのがあるのですが、今年度、国保広域化が始まり、標準保険税率にどう近づけていくかという税率改定を考えていきますと、決算だけでないところで、どの程度、税率を改定したらよいのか不透明な部分がありますので、1回で改定し、翌年度の標準保険税率を超えてしまうようなことがないように、少し様子を見て2回に分けて改定するのも一つの考え方であるかと思い、今回2案を示したところです。</p>
会 長	<p>平成32年度以降の税率改定については、次回の協議会で改めてご協議いただくということでご了承いただいでよろしいでしょうか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(意義なし)</p> <p>以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>これにて議長の任を解かせていただきます。事務局に進行をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは報告事項につきまして、事務局より報告等させていただきます。</p> <p>1点目の入間市国民健康保険運営協議会委員の改選についてですが、委員の任期が平成30年12月末までとなっており、新任期については、平成31年1月より3年間の任期となります。18名の委員の改選が必要となりますが、今後、改選についてのご通知を送付いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、2点目の今後の会議予定についてですが、平成31年2月5日の午後2時から予定しております。</p> <p>報告事項につきましては以上になります。</p> <p>それでは、閉会のあいさつを晝間会長代理、お願いいたします。</p> <p>(晝間会長代理あいさつ)</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>